

(別添)

鳥取県議会議場音響設備等整備業務 業務・機能要件

1 概要

(1) 目的

本業務は、鳥取県議会（以下「発注者」という。）の議場及び放送調整室に音響・映像機器等から成る議会運営に必要となる機器等（以下「議会運営システム」という。）を整備し、議会運営の円滑化及び効率化を図るとともに、新たに議場内に資料等の映像を表示するプロジェクター・大型スクリーンを設置し、傍聴者や視聴者である県民に分かりやすく、開かれた県議会の実現を図ることを目的とする。

(2) 整備の範囲

整備の範囲は、既設設備及び配線の撤去、議会運営システムの構築及び音響設備等の設置、設定、調整、配線、試験、研修及び運用サポート（令和6年9月定例会の指定日（2日程度））とする。なお、整備期間中、別途議場改修工事（二重床施工、カーペット張替、執行部机更新等）及び、議員席、質問席の購入・設置が予定されているため、実施に伴う関係機関との連絡を密にすること。

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年10月31日までとする。ただし、議会運営システムの整備は令和6年8月30日までとし、令和6年9月定例会から運用するものとする。運用において議会運営に支障が生じる場合は直ちに修補を行うものとする。

(4) 提出物

整備完了時の成果物として、完成図書を提出すること。

また、指定したファイル形式（Microsoft Word、Excel、PowerPoint、PDF（文字検索ができること））で作成し、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）に記録したものを納入すること。

完成図書の概要は次のとおりとする。

- ・操作運用マニュアル／取扱説明書 1部
- ・機器仕様一覧 1部
- ・システム構成図 1部
- ・ラックマウント図 1部
- ・打合せ等の記録簿 1部
- ・その他発注者より指示のあったもの 1部

(5) その他

引き渡し前までに発注者と協議し、整備直後に行われる定例会の前に操作テスト及び議会事務局職員向けに操作研修を行うこと。

2 システムの仕様

(1) 基本機能

システムの基本機能は次のとおりとする。

ア 発言者のマイクを制御する機能

イ 発言者等を撮影するカメラを制御する機能

ウ 発言者以外の者が明瞭に発言を聞き取ることができるよう、発言者の音声を適正に拡声する機能

エ 本会議等の会議記録作成のために必要となる音声・映像を長時間にわたり高品質で録音・録画する機能

オ 議場で行われる会議の音声・映像を、庁内共聴テレビ、インターネット中継、庁内ライブ配信機器及びケーブルテレビ放送に連携する機能

カ 議会映像にテロップを表示する機能

キ 既存機器で撮影した手話通訳映像を議会映像にピクチャーインピクチャーで連携する機能

ク 発言残時間・回数の制御及び議場内モニターに表示する機能

ケ 議会資料・議会中継映像等を議場内大型スクリーンに投影する機能

(2) 議場及び放送調整室

ア 概要

- ①本設備は、議会運営を円滑に行うことを目的とし、議会運営に必要な音響映像機器の一元管理を行い、簡単に操作できると共に運営の省力化を実現できるシステムを構築する。
- ②議会運営に関わる全ての操作を液晶タッチパネルにて行うことができるものとする。ただし、カメラ操作は個別にコントロールもできるものとする。
- ③フルデジタル方式の会議マイクシステムを指定する各席に設置し拡声を行うとともに、ハウリングが起きにくい明瞭度の高い集音・拡声を実現する。

イ 制御装置

- ①制御装置を放送調整室の機器収納架に設置し、操作は議場及び放送調整室に設置された液晶タッチパネル（22インチ程度）より行えるものとする。
- ②発言残時間操作、発言者選択操作、発言者選択の操作による各カメラ映像の切替え操作、テロップ文字の合成描画処理操作及び手話通訳映像の合成処理操作が行えるものとする。
- ③操作用画面及び各種議会運営操作に対応し、タッチパネル画面上で配信映像及び次に表示したい映像確認を行うことができるものとする。また、操作状況や発言者選択による配信映像の切替えなどが連動又は個別に操作できるものとする。
- ④瞬停対策としてUPSを設置すること。

ウ 議場ソフトウェア 操作機能

- ①タッチパネル操作は、ドラッグアンドドロップ操作等の機能に対応し、議会事務局員の操作負担を最大限に軽減するものとする。操作方法は、指・タッチペン・マウス等のインターフェースに対応し、最短かつ簡単な操作で目的の動作に到達できる操作性を有すること。
- ②タッチパネル画面で配信中映像及び待機中映像が視聴でき、カメラ・マイク・登録テロップが連動して表示されるものとする。
- ③会議中において、個別マイク音量操作、マイクのみON/OFF操作、カメラテロップのみON/OFF操作が行えるものとする。
- ④各席に設定されたカメラポジション以外のプリセットポジション（議員全景、議員登壇中、議場全景、執行部全景等）を登録でき、タッチパネル操作による手動選択にて、瞬時に呼び出し、カメラ映像（登壇中の議員等）を切替できるものとする。
- ⑤テロップパターンは以下の表示が可能なものとする。
 - ・ 発言議員職氏名、選挙区、会派名
 - ・ 執行部職氏名
 - ・ 休憩中や議事日程の説明（本日の議事日程、次回の議事日程）
- ⑥テロップは開会前、休憩中、散会后において、日程等のループ表示が可能であること。
- ⑦テロップパターンは発言者に設定された情報を連動表示する以外に、あらかじめ登録されたテロップ文字の表示にも対応できるものとする。
- ⑧テロップ文字の入力や設定等のテロップファイルデータ作成を職員にて行うことができるものとする。

- ⑨テロップ文字列は、視聴している県民がわかりやすいように、定例会名、会派名及び議員名など、複数行のテロップ文字列に対応できるものとする。
- ⑩不特定の発言者が入る演壇及び質問席については、会議中に、随時、職員が容易に必要なテロップを表示することができること。
- ⑪テロップは、会議中においても追加や編集が可能であること。
- ⑫発言残時間、発言残回数は、別紙1及び別紙2の表示及び制御例と同等の操作ができるものとし、開始/停止ボタン等により簡易かつ少ない操作回数で操作が行えるものとする。また、発言残時間の開始操作に合わせ発言残時間、発言回数が減算されるものとし、発言残時間・発言回数のカウント実行中においても、残時間、残回数の修正が行えること。
- ⑬発言残時間・発言残回数入力は、一般質問や討論などの規定時間をプリセット時間として複数登録でき、選択することで瞬時に時間入力が行えること。
- ⑭録音・録画操作（録音・録画開始、一時停止・停止）を簡単に行うことができること。
- ⑮会議マイクユニットやカメラ等の各制御機器に不具合等が発生した時に、不具合が発生したこと検知できる機能を有すること。
- ⑯座席レイアウト画面、議員/執行部名（ボタン名）、マイク音量値、カメラ設定、テロップ表示内容など、議会事務局員が簡単に編集及び設定できること。
- ⑰電子採決に対応可能であること。
- ⑱タッチパネルの画面表示は、実際の議場のレイアウトに沿い、視覚的に見やすく操作しやすいレイアウトとする。

エ 音響設備

- ①有線デジタル方式の会議マイクユニットを以下の各席に設置するとともに、規定のマイク本数を整備すること。

・議長席	1席
・演壇	1席
・質問席	1席
・執行部席	21席
・事務局長席	1席

演壇、質問席は確実な集音を行うため、マイクを2本ずつ設置すること。また、執行部席マイクのうち、執行部席左右の各1本は一時的にスタンドマイクに換装可能であること。

また、議場内議員席側に議事進行発時等に使用するスタンドマイクを2器設置（常設）すること。
- ②各席には起立発言時でも確実な集音を可能とするためのグースネックマイク（450mm程度）を設置すること。マイクは発言者に合わせた微調整が可能な2か所以上の可動箇所を設け、マイクのON状態が視認しやすい様、先端にライトリングを設けること。
- ③個々のマイクユニットのマイク音量調整及び音量値の登録が可能であること。
- ④議場内壁面に集音マイクを設置し、不規則発言の集音や会議マイクのバックアップ集音を行うこと。集音マイクの台数は効果的、かつ経済的な台数とする。
- ⑤議場内の拡声は議場内に設置するメインスピーカーによる拡声が行えるものとし、スピーカーの台数は効果的、かつ経済的な台数とする。
- ⑥長時間録音が可能でMP3又はWAV形式に対応したデジタルレコーダーを設置すること。対応メディアはSDカード及びUSBフラッシュメモリとし、同時録音が可能な機器とすること。
- ⑦タッチパネルから発言者のマイクのスイッチを入切できるものとする。ただし、議長席

などのマイクを優先とするなど、一部のマイクのスイッチが常に入った状態とすることができるものとする。また、同時に発言可能なマイクユニットの数量は3台とし、場所は、議長席、質問席、演壇とする。

オ 映像設備

- ① 発言者及び議場内撮影用にハイビジョン対応可動カメラを4台設置する。
設置場所は議場前方の左右の壁に各1台、傍聴席後部中央に2台設置する。
- ② 可動カメラはマイク操作に連動して動作できるものとするが、可動カメラ単独でも操作可能となるよう、放送調整室にカメラコントローラーを設置すること。
- ③ 可動カメラはタッチパネルを操作することで、会議中に容易に職員が一人で、カメラのレンズを上下、左右に動かしたり、最適な角度や方向に微調整を行うことができるものとする。さらに、撮影映像を拡大したり縮小したりすることができ、かつ、焦点の微調節なども操作することができるものとし、放送する撮影カメラの切り替えを容易に行える機能を有するものとする。
- ④ 放送調整室に可動カメラ、テロップを制御する機器を設置するとともに、別紙3の位置に操作卓を整備すること。
- ⑤ 議場内表示用として、液晶ディスプレイ（65型程度）を左右の壁面に設置する。送出可能な映像は発言残時間・残回数、会議情報（開会・散会・閉会・休憩中）とする。
- ⑥ 議場前方に大型スクリーン（170インチ）、議場後方記者席にプロジェクター（1000ルーメン以上）を設置する。送出可能な映像は、議会中継映像、議場配付資料映像、オンライン会議映像とする。なお、将来的に電子採決を導入する可能性があるため、採決情報が送出できるよう考慮すること。
- ⑦ L G W A N系パソコン庁内ライブ配信、インターネット中継及び庁内共聴テレビに、配信映像・音声を送出すること。
- ⑧ 庁舎内テレビ配信のため、OFDM変調器を設置すること。
- ⑨ 議会配信映像の録画を行うため、ハイビジョン対応BD/HDDレコーダーを設置すること。
- ⑩ 各席に設定されたカメラポジション以外のプリセットポジションを登録でき、タッチパネル操作による手動選択にて瞬時に呼び出し、カメラ映像を切替できるものとする。
- ⑪ 撮影した映像には、事前に登録した発言者の役職名や氏名などのテロップを、カメラやマイクと連動し、自動又は手動で表示することができるものとする。
- ⑫ 開議前、休憩中、散会後において、放送用としてテロップを表示した静止画などの外部映像に切り替えて表示することができるものとする。この操作もタッチパネルで行うことができるものとする。
- ⑬ 液晶ディスプレイ（10インチ程度）を以下の各席に設置し、発言残時間・残回数及び議会中継映像が表示できるようにすること。なお、事務局席には知事着席側の執行部席を表示する液晶ディスプレイが設置されているが、当該ディスプレイは存置する。
(発言残時間・残回数表示用ディスプレイ)
 - ・ 議長席 1席
 - ・ 演壇 1席
 - ・ 質問席 1席
 - ・ 事務局長席 1席
 - ・ 事務局席 1席(議会中継映像表示用ディスプレイ)
 - ・ 議長席 1席
 - ・ 事務局長席 1席

・事務局席 1 席

3 その他

- (1) 議場内機器等設置イメージを別紙 4 に示すので参照すること。
- (2) 現行の議場放送機器構成図は別紙 5 のとおりである。